

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 規制（第一条―第七条）</p> <p>第二章 測定の委託（第八条・第九条）</p> <p>第三章 臭気測定業務従事者</p> <p>第一節 責務等（第十条・第十一条）</p> <p>第二節 臭気判定士免状（第十二条―第十七条）</p> <p>第三節 臭気判定士試験（第十八条―第二十条）</p> <p>第四節 嗅覚検査（第二十一条）</p> <p>第五節 指定機関（第二十二条―第二十四条）</p> <p>第六節 手数料等（第二十五条―第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（臭気測定業務従事者）</p> <p>第十一条 法第十二条第一号の環境省令で定める条件は、臭気判定士免状の交付を受けていることとする。</p> <p>2 （削除）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 規制（第一条―第七条）</p> <p>第二章 測定の委託（第八条・第九条）</p> <p>第三章 臭気測定業務従事者</p> <p>第一節 責務等（第十条・第十一条）</p> <p>第二節 臭気判定士免状（第十二条―第十七条の二）</p> <p>第三節 臭気判定士試験等（第十八条―第二十条の二）</p> <p>第四節 嗅覚検査（第二十一条）</p> <p>第五節 指定機関（第二十二条―第二十四条）</p> <p>第六節 手数料等（第二十五条―第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（臭気測定業務従事者）</p> <p>第十一条 法第十二条第一号の環境省令で定める条件は、<u>第十二条の</u>臭気判定士免状の交付を受けていることとする。</p> <p>2 法第十二条第二号の環境省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 悪臭防止法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第六号）による改正前の悪臭防止法施行規則（以下「旧規則」</p>

(旧免状所有者への免状の交付)

第十七条の二 (削除)

2 (削除)

3 (削除)

という。) 第十二条第一項に規定する臭気判定士免状(同条第二項に規定する有効期間を経過していないものに限る。以下「旧免状」という。)の交付を受けている者(以下「旧免状所有者」という。)

二 第十七条の二の規定により第十二条第一項に規定する臭気判定士免状の交付を受けた者

(旧免状所有者への免状の交付)

第十七条の二 旧免状所有者は、交付を受けた旧免状の有効期間が満了する日までに、様式第六号による申請書を環境大臣に提出することにより、免状の交付を受けることができる。ただし、災害、病気その他のやむを得ない事情のため、旧免状の有効期間が満了する日までに申請書を提出することができないときは、当該やむを得ない事情がやんだ日から起算して一月以内に、嗅覚検査を受け、様式第六号による申請書に当該嗅覚検査の合格証書及び当該やむを得ない事情を明らかにした書類を添えて、これを提出することにより、免状の交付を受けることができる。

2 前項の免状の交付は、当該旧免状所有者が現に有する旧免状と引換えに行うものとする。ただし、旧免状を失った場合にあっては、その旨を明らかにした書類を様式第六号に添えて提出しなければならない。

3 第一項の規定により交付を受けた免状の有効期間は、免状を交付した日における旧免状の有効期間の残余期間とする。ただし、同項

第三節 臭気判定士試験

(講習)

第二十条の二 (削除)

2 | (削除)

(指定機関)

第二十二條 (略)

2 環境大臣は、第十二条から第十六条まで及び第十七条第三項に規定する免状に関する事務（以下「免状に関する事務」という。）を指定機関に行わせることができる。

3・4 (略)

ただし書の規定により交付を受けた免状の有効期間は、免状を交付した日から五年とする。

第三節 臭気判定士試験等

(講習)

第二十条の二 免状の交付を受けた者及び旧免状所有者のうち、その臭気指数等に係る測定の業務の適正な実施に関し新たな知識又は技能を習得することが必要な者として環境大臣が定める者は、環境大臣が指定する当該知識又は技能に関する講習を受けなければならない。

2 | 前項の環境大臣が定める者は同項の講習を受けなければ、免状の交付を受けた者にあつては第十四条に定める免状の更新を、旧免状所有者にあつては第十七条の二の免状の交付をそれぞれ受けることができない。

(指定機関)

第二十二條 (略)

2 環境大臣は、第十二条から第十六条まで及び第十七条の二に規定する免状に関する事務（以下「免状に関する事務」という。）を指定機関に行わせることができる。

3・4 (略)

(手数料)

第二十五条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を
国(第二十三条第二項の規定により、指定機関に免状に関する事務
を行わせる場合にあつては、当該指定機関)に納付しなければなら
ない。

一 (略)

二 第十四条第一項の免状の更新、第十五条第一項の免状の再交付
又は第十六条第一項の免状の書換えを受けようとする者 三千元

2 (略)

(フレキシブルディスクによる手続)

第二十六条 申請者は次の各号に掲げる申請書の提出に代えて、当該
申請書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様
式第十二号のフレキシブルディスク提出書を、環境大臣(第二十二
条第一項及び第二項の規定により、指定機関に試験検査事務及び免
状に関する事務を行わせる場合にあつては、当該指定機関の代表者
)に提出することができる。

一〜四 (略)

五 様式第七号による申請書

六 様式第九号による申請書

2〜5 (略)

(手数料)

第二十五条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を
国(第二十三条第二項の規定により、指定機関に免状に関する事務
を行わせる場合にあつては、当該指定機関)に納付しなければなら
ない。

一 (略)

二 第十四条第一項の免状の更新、第十五条第一項の免状の再交付
、第十六条第一項の免状の書換え又は第十七条の二第一項のた
だし書による免状の交付を受けようとする者 三千元

2 (略)

(フレキシブルディスクによる手続)

第二十六条 申請者は次の各号に掲げる申請書の提出に代えて、当該
申請書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様
式第十二号のフレキシブルディスク提出書を、環境大臣(第二十二
条第一項及び第二項の規定により、指定機関に試験検査事務及び免
状に関する事務を行わせる場合にあつては、当該指定機関の代表者
)に提出することができる。

一〜四 (略)

五 様式第六号による申請書

六 様式第七号による申請書

七 様式第九号による申請書

2〜5 (略)

様式第1号 (第12条関係)

第 号	臭 気 判 定 士 免 状
	本 籍 地 (氏 名) (生年月日) 年 月 日生
	悪臭防止法施行規則 <u> </u> (昭和47年総理府令第39号) の規定により 臭気判定士免状を交付する。
	年 月 日
	環 境 大 臣 指定機関代表者 印
	有効期間 年 月 日 まで
<u>備 考</u>	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第1号 (第12条関係)

第 号	臭 気 判 定 士 免 状
	本 籍 地 (氏 名) (生年月日) 年 月 日生
	悪臭防止法施行規則第12条第1項の規定により臭気判定士免状を 交付する。
	<u>この免状の有効期限は交付の日から5年間とする。</u>
	年 月 日
	環 境 大 臣 指定機関代表者 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

2 備考欄には、臭気判定士免状の記載事項の変更（更新及び再交付の場合にあつては、臭気判定士免状の原交付年月日並びに更新である旨又は再交付である旨及び再交付の理由）について、その内容を記載すること。

様式第 6 号 削除

様式第 6 号（第 17 条の 2 関係）
（略）